

## 第65号議案

「緑の分権改革」推進事業及びICTふるさと元気事業に係る事務の委託の廃止に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、「緑の分権改革」推進事業及びICTふるさと元気事業に係る事務の委託に関し、豊川市との協議により規約を廃止するため、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

平成27年9月3日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市と豊川市との間の「緑の分権改革」推進事業及びICTふるさと元気事業に係る事務の委託に関する規約を廃止する規約

別紙のとおり

提案理由

豊川市、蒲郡市、新城市、北設楽郡設楽町、同郡東栄町及び同郡豊根村の連携により実施している「緑の分権改革」推進事業及びICTふるさと元気事業が平成27年度末に終了することに伴い、事務の委託に関する規約を廃止する必要があるため提案する。

蒲郡市と豊川市との間の「緑の分権改革」推進事業及びICTふるさと元気事業に係る事務の委託に関する規約を廃止する規約

蒲郡市と豊川市との間の「緑の分権改革」推進事業及びICTふるさと元気事業に係る事務の委託に関する規約は、廃止する。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。